

こども青少年局保育所の運営に係る事務補助業務会計年度任用職員要綱

制定 令和6年8月19日

第1条 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」（以下「採用要綱」という。）に基づき任用される、保育所の運営に係る事務補助業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 選考

会計年度任用職員の選考においては次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 論述内容
- (2) 面接

第3条 業務内容

大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課において、公設置公営保育所の運営に係る次の業務を行う。

- ・時間額会計年度任用職員出勤簿確認
- ・保育所物品購入にかかる仕分け及び確認
- ・各種通知書等の発送
- ・上記を除く保育所運営課長が指示する業務

第4条 任用期間等

会計年度任用職員の任用期間等は、採用要綱第3条に定めるところによる。

第5条 勤務時間等

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- ① 勤務日数
 - 週5日勤務とする。
- ② 勤務時間
 - 6時間（原則9時30分から16時15分まで）の勤務とする。
- ③ 休憩時間
 - 45分（12時15分から13時まで）とする。
- ④ 休日
 - ア 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- ⑤ 休暇
 - ア 年次休暇の付与は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪

市規則第 25 号、以下「休暇規則」という。)に基づき、1 年間に付与された日数に所定勤務時間を感じた時間を付与する。ただし、所定勤務時間は常態として勤務する時間数を用いることとする。

イ 休暇規則第 10 条第 6 項による 1 時間単位で取得する年次休暇を付与する場合は、毎時 0 分、15 分、30 分及び 45 分を起点とし、1 日あたり 2 回を限度とする。

⑥ 時間外勤務等

ア 業務上臨時の必要がある場合には、会計年度任用職員に対し、所定勤務時間に定める勤務時間以外の時間又は④休日に定める休日に勤務することを命ずることができる。

イ 会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を、あらかじめ、当該休日を起算日とする 4 週間前の日から当該休日を起算日とする 8 週間後の日までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定するものとする。

第 6 条 報酬等

本要綱にて任用される会計年度任用職員の報酬等は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱別表第 3 における「保育所の運営に係る事務補助業務」の職に基づき支給する。

附 則

この要綱は令和 6 年 8 月 19 日から施行する。